

小城市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱

令和4年10月19日

告示第141号

小城市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱（令和3年小城市告示第71号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、佐賀県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び小城市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、小城市への移住・定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京23区に在住又は通勤していた者のうち、小城市に移住し、第3条に定める要件を満たした者に対し、予算の範囲内において移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することについて、佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）及び小城市補助金等交付規則（平成17年小城市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 転入 他の市区町村の住民基本台帳に記録されていた者が小城市の住民基本台帳に記録されることをいう。
- （2） 同一世帯 住民票上における同一の世帯をいう。
- （3） 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項の特別区をいう。
- （4） 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の一部の区域のうち条件不利地域を除いた区域
- （5） 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置

法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。）をいう。

（対象者）

第3条 移住支援金の交付対象となる者（以下「対象者」という。）は、第1号に定める要件を全て満たし、かつ、第2号から第4号までのいずれかの要件に該当する者とする。

（1） 移住等に関する要件

ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア） 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていたこと。

（イ） 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3箇月前までを当該1年の起算点とすることができる。

（ウ） 東京圏に在住し、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も移住元の対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア） 令和3年4月1日以降に小城市内に転入したこと。

（イ） 移住支援金の申請時において、転入後3箇月以上1年以内であること。

（ウ） 移住支援金の申請日から5年以上、小城市に継続して居住

する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 対象者及びその世帯員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他佐賀県及び小城市が補助金の対象として不相当と認められたものでないこと。

(エ) 申請者が小城市の市税を滞納していないこと。

(2) 就職に関する要件 次に掲げる全ての事項に該当すること。

ア 一般の場合 次に掲げる全ての事項に該当すること。

(ア) 勤務地が、東京圏以外の地域又は条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、県実施要領第5に定める移住支援事業に係る移住支援金の対象として「さがUターンナビ」又は「さがジョブナビ」に掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、県実施要領第5の2(1)①に示す対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3箇月以上在職していること。

(オ) (イ)の求人への応募日が、県実施要領第5に定める移住支援事業に係る移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) (エ)に掲げる法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - イ 専門人材である場合 プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3箇月以上在職していること。
 - (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - (オ) 目的達成後の開催を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
 - (3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - ア 所属先企業からの命令でなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
 - イ 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
 - (4) 起業に関する要件 県実施要領第6に定める地域活性化等企業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(移住支援金の額)
- 第4条 移住支援金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 単身世帯 60万円

(2) 2人以上の世帯 100万円

2 前項第2号に規定する世帯においては、小都市に転入する直前の住所において申請者と同一世帯に属し、かつ、申請日において申請者と同一世帯に属する者のみを世帯員とする。ただし、移住に係る世帯員のうち、18歳未満の者を帯同して移住する場合は、一人につき100万円を加算する。

(交付申請)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者は、地方創生移住支援事業における移住支援金交付申請書(様式第1号)及び地方創生移住支援事業における移住支援金の交付申請に関する誓約書(様式第2号)に別表に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 交付申請書の提出期間は、申請時において、転入後3箇月以上1年以内とする。

3 移住支援金の申請については、同一世帯において1回限りとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、移住支援金の交付を決定し、速やかに地方創生移住支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(移住支援金の交付の条件)

第7条 規則第5条に規定する移住支援金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの告示の規定に従うこと。

(2) 移住支援金の申請日から5年を経過するまでの間に、第3条に規定する要件を満たさなくなった場合は、速やかに市長に報告すること。

(移住支援金の交付)

第8条 交付の決定を受けた者が、移住支援金の交付を受けようとするときは、地方創生移住支援事業における交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(報告及び立入調査)

第9条 市長は、事業が適切に実施されたか等を確認するため必要があると認めるときは、申請者に対し、事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(交付の決定の取消し及び返還請求)

第10条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定の全部又は一部を取り消し、地方創生移住支援事業における移住支援金交付取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

2 前項の場合において、規則第19条の規定により移住支援金の返還を命じるときは、期限を付して、それぞれ当該各号に定める額の返還を請求し、地方創生移住支援事業における移住支援金返還命令書(様式第7号)により通知するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、疾病その他のやむを得ない事情があるものとして市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当したときは、交付決定を取りし、全額を返還する。

ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 申請日から3年を経過する日までの間に、市から転出したとき。

ウ 申請日から1年を経過する日以前に移住支援金の要件となる職を辞したとき。

エ 第3条第4号に定める起業支援金の交付決定を取り消されたとき。

オ 前条の規定による報告及び立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

カ アからオまでに定めるもののほか、法令や交付決定の条件等に違反したと認めるとき。

(2) 移住支援金の申請を行った日から3年を経過した日以後5年を経過する日以前に転出したときは、半額を返還する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

| 要件別 | 確認書類 |
|----------------|--|
| 共通 | <ul style="list-style-type: none">・身分証明書の写し（マイナンバーカード、運転免許証等）・移住先の住民票の写し・移住元の住民票の除票又は戸籍の附票の写し（申請者が外国人の場合）・永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有することを証明する書類の写し・申請者が小城市税を滞納していないことが分かる書類（未納のない証明書） |
| 世帯向けの金額を申請する場合 | <ul style="list-style-type: none">・移住先の住民票の写し（申請者を含む2人以上の世帯員の移住先での住所を確認できる書類）・移住元の住民票の除票又は戸籍の附票の写し（申 |

| | |
|---|---|
| | 請者を含む2人以上の世帯員の移住元での住所を確認できる書類) |
| 就職に関する要件に該当する場合 | ・就業証明書(就職) (様式第3号) |
| テレワークに関する要件に該当する場合 | ・就業証明書(就職) (様式第3号) |
| 起業に関する要件に該当する場合(申請日から遡って1年の間に起業支援金の交付決定を受けた者) | ・起業支援金の交付決定通知書の写し ・個人事業の開業届出書の写し又は法人設立届出書の写し |
| 東京23区外の東京圏から東京23区内の所在する勤務先へ通勤していた者 | ・雇用保険の被保険者であったことが分かる書類(雇用保険被保険者離職票の写し、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し) ・東京23区で通勤していた企業等の在勤地及び在勤期間の分かる書類(就業証明書、労働基準法第22条第1項の規定により交付した証明書等) |
| 東京23区外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主 | ・在勤地及び5年以上の在勤期間の分かる書類(法人の登記事項証明書、納税証明書、確定申告書の写し、開業届出書の写し) |
| 東京圏から東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等へ就職したもの | ・卒業証明書等(在学期間及び卒業校を確認できるもの) |

様式第1号（第5条関係） （表）

地方創生移住支援事業における移住支援金交付申請書

年 月 日

小城市長 様

小城市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱第5条の規定により、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

| | | | |
|---------|---|----------|--|
| フリガナ | | 生年月日 | |
| 氏名 | | | |
| 住所 | 〒 | 電話 番号 | |
| メールアドレス | | | |

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

| | | | | | | |
|----------|--|----|--|----|-------------------------|---|
| 単身・世帯 | | 単身 | | 世帯 | 移住に係る世帯員の数 （申請者を除く。） | 人 |
| 移住支援金の種類 | | 就業 | | 起業 | 上記世帯員のうち 18歳未満の者の数 | 人 |

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）

| | | | | |
|---|--|-------------------|--|------------------|
| 別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約書」に記載された内容について | | A. 誓約する | | B. 誓約しない |
| 別紙1「小城市地方創生移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について | | A. 同意する | | B. 同意しない |
| 申請日から5年以上継続して小城市に居住し、かつ、就業又は起業する意思について | | A. 意思がある | | B. 意思がない |
| （就業の場合のみ）就業先の法人の代表者、取締役その他の経営を担う者との関係 | | A. 3親等以内の親族に該当しない | | B. 3親等以内の親族に該当する |
| 同一世帯に属する者の過去小城市から移住支援金の受給の有無 | | A. ない | | B. ある |
| （テレワークの場合のみ記載）小城市への移住の意思について | | A. 自己の意思である | | B. 所属からの命令である |

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

(裏)

4 小城市に転入する直前の住所

| | |
|-----|---|
| 住 所 | 〒 |
|-----|---|

5 (県実施要領に基づき、東京圏に在住し、特別区内に通勤していた場合のみ記載) 特別区への在勤履歴

| 期 間 | 就業先 | 就業地 |
|-----|-----|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

| | |
|--------------|--|
| 管理コード (市使用欄) | |
|--------------|--|

様式第2号（第5条関係）

地方創生移住支援事業における移住支援金の交付申請に関する誓約書

- 1 小城市地方創生移住支援事業に関する報告及び立入調査について、小城市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、小城市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額若しくは半額又は市長が必要と認める額を返還します。
- 3 以下の項目を確認するため、関係機関に対して照会することに同意します。

| | |
|---|------------|
| (1) 偽りその他不正な手段により移住支援金の交付を受けたとき。 | 全額 |
| (2) 申請日から5年を経過する日以前に転出（住民基本台帳法第15条の3に規定する転出をいう。次条において同じ。）した場合であって、受給者が移住支援金の申請を行った日から3年を経過する日以前に転出したとき。 | 全額 |
| (3) 申請日から5年を経過する日以前に転出（住民基本台帳法第15条の3に規定する転出をいう。次条において同じ。）した場合であって、受給者が移住支援金の申請を行った日から3年を経過した日以後5年を経過する日以前に転出したとき。 | 半額 |
| (4) 申請日から1年を経過する日以前に移住支援金の要件となる職を辞したとき。ただし、テレワークの要件に該当し移住支援金の交付を受けた者については、この限りでない。 | 全額 |
| (5) 起業支援金の交付決定を取り消されたとき。 | 全額 |
| (6) 前条第1項の規定による報告及び立ち入りを拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。 | 市長が必要と認める額 |
| (7) 前各号に定めるもののほか、法令や交付決定の条件等に違反したと認めるとき。 | 市長が必要と認める額 |

※ 小城市地方創生移住支援事業に係る個人情報の取扱い

小城市は、小城市地方創生移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、小城市個人情報保護条例（平成18年小城市条例第17号）その他法令等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。また、市は、当該個人情報について、佐賀県その他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、佐賀県その他の都道府県、他の市町村に提供し、又は確認する場合があります。また、暴力団員その他の反社会的勢力の構成員の有無については、小城警察署に照会します。

年 月 日

署名欄 _____

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

小城市長 様

所在地
事業者名 ㊤
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

| | | |
|---------------------------|--------------------------------|-------------------------|
| 勤務者名 | | |
| 勤務者住所 | | |
| 勤務先所在地 | | |
| 勤務先電話番号 | | |
| 就業年月日 | | |
| 応募受付年月日 | | |
| 雇用形態 | 1週間の所定労働時間が20時間以上である期間の定めのない雇用 | |
| 勤務者と代表者、取締役その他の経営を担う者との関係 | 3親等以内の親族に該当しない | |
| 該当する場合のみ | テレワークの有無 | 本人の意思により移住することを承認 済 ・ 無 |
| | テレワーク交付金 | 本人への支給 無 ・ 有 |

※小城市地方創生移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、小城市の求めに応じて同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第 4 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

申請者 様

小城市長



地方創生移住支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書

小城市地方創生移住支援事業に係る移住支援金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり移住支援金を交付することを決定しましたので、同項の規定により通知します。

| | |
|--------|----|
| 交付年度 | 年度 |
| 交付決定金額 | 円 |
| 交付条件 | |

様式第5号（第8条関係）

地方創生移住支援事業における移住支援金交付請求書

年 月 日

小城市長 様

住所
氏名 ④
電話番号

小城市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

| | | |
|-------------|--------|----------------------------|
| 請求年度 | 年度 | |
| 移住支援金の交付決定額 | 円 | |
| 交付請求金額 | 円 | |
| 振込先 | 金融機関名 | 銀行 信金 農協 漁協 支店 信組 支所 |
| | 口座番号 | 当座・普通 |
| | (フリガナ) | |
| | 口座名義人 | |

※提出する際は、振込先の口座番号が分かる資料（通帳の写し等）を添付してください。

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

小城市長

国

地方創生移住支援事業における移住支援金交付取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定を通知した地方創生移住支援事業における移住支援金について、次のとおり移住支援金の取り消しを決定したので、地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱第10条第1項の規定により通知します。

| | |
|---------------|-----|
| 交 付 年 度 | 年 度 |
| 移住支援金の取り消し額 | 円 |
| 取 り 消 し の 理 由 | |

様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

小城市長

国

地方創生移住支援事業における移住支援金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定を通知した小城市地方創生移住支援事業における移住支援金について、次のとおり移住支援金の返還を命じますので、小城市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱第10条第1項の規定により通知します。

| | |
|-----------------|---------|
| 交 付 年 度 | 年度 |
| 返 還 す べ き 額 | 円 |
| 返 還 期 限 | 年 月 日まで |
| 返 還 を 命 ず る 理 由 | |

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 6 条関係)

様式第 5 号 (第 8 条関係)

様式第 6 号 (第 10 条関係)

様式第 7 号 (第 10 条関係)